平成 23 年 3 月 18 日

各　　位

会 社 名　株式会社リーガルコーポレーション
代表者名　代表取締役社長　岩　崎　幸 次 郎
（コード番号 7938）
問合せ先　常務取締役管理本部長　亀田 元之
（TEL 047－304－7084）

内部統制に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 26 日開催の取締役会において決議いたしました内部統制に関する基本方針に関し、本日の取締役会において、平成 23 年 4 月 1 日付で、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。（改定箇所は下線で示しております。）

記

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①社長をコンプライアンス最高責任者、管理本部担当取締役をコンプライアンス統括責任者とし、全役職員が法令・定款はもとより、当社の経営理念・目標、各種内部ルール、社会規範に則し適正な職務を執行し得る態勢を整備する。

②コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンスマニュアルの作成等、コンプライアンス推進のためのルール・体制の整備を行うとともに、内部監査室長にその取組状況を監査させる等、コンプライアンスの徹底を図る。また、人事総務部をコンプライアンス推進部門として役職員に対する啓蒙・教育に当たらせる。

③コンプライアンス統括責任者は、内部通報窓口を設置する等、役職員のコンプライアンス違反情報を速やかに収集する体制を確保する。違反情報については、内部監査室・関係部門と連携して事実を調査し、再発防止策を決定するとともに、重大な違反については、取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会は文書管理規程を定め、人事総務部長を管理責任者として、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存、管理する。取締役、監査役はいつでもこれら文書または電磁的媒体を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社を取り巻くリスクを自然災害、事故、内・外的要因や社会的要因に層別して認識し、経営企画室が全社的なリスクの監視・対応を行う。

②取締役は各部門長と協同して、担当業務に付随する個別リスクの監視・対応を行うものとし、適宜その状況や対応を取締役会に報告・協議する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行えるよう、職務分掌、職務権限、決裁基準はじめ各種ルールやＩＴインフラ等の整備を促進する。

②取締役会は中期経営計画を策定し、事業部門毎に業績目標を設定するとともに、これを所管する各取締役は、計画・目標を具体化するために担当部門の事業計画を策定し、実施すべき施策、予算、組織体制や要員を決定する。

③取締役は、原則毎月進捗状況をレビューし、取締役会に報告する。取締役会では進捗状況を評価し、今後の推進に向けた対応を担当部門に指示する等、職務の効率的遂行を図る。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

販売子会社は営業本部長および小売事業本部長、生産子会社は調達本部長を責任者として、法令遵守体制・リスク管理体制を構築するほか、コンプライアンス統括責任者は当社グループ全体のコンプライアンスの取組みを統括し、徹底を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じ内部監査室所属の社員に対し、監査に必要な事項を命令することができる。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から命令を受けた内部監査室職員は、当該職務の執行に関して内部監査室長、取締役等の指示命令を受けない。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、当社および当社グループの経営に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況を速やかに報告する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するほか随時取締役・会計監査人と意見交換する。

(10) 反社会的勢力排除のための基本的な考え方および整備状況

①当社および当社子会社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求には毅然とした姿勢で対応する。

②反社会的勢力から不当要求を受けた場合の社内対応部署は、人事総務部とするほか、各部門長を責任者として、警察等の外部専門機関と緊密に連携し組織的に対応する。

以上